

3 林整整第 1163 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領の一部改正について

林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和 40 年 10 月 5 日付け林野道第 639 号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴管下市町村に対しては貴職から通知願いたい。

○ 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和40年10月5日林野道第639号林野庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（査定）</p> <p>第18 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>500万円未満</u>の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地林業事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p>	<p>（査定）</p> <p>第18 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>300万円未満</u>の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地林業事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合には、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p>

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。